

居住支援法人の活動支援(R2年度居住支援法人活動支援事業)

〔令和2年度予算〕
共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・
推進事業(10.5億円)の内数

- 予定している活動項目(①~③)に応じて、**支援体制の整備(基本項目)**と**実績見込みの設定(加算項目)**により年度当初の交付決定額を一旦決定。(中間検査を踏まえて、最終的な交付決定額を決める予定。)
- 昨年度に補助金を受けた法人のうち、**執行率が80%以上**であった法人は、選定に係る事前審査を省略。それ以外の法人は、応募書類の提出及び提出書類の審査を経る必要あり。

＜補助上限額1,000万円※(補助率10/10) 交付決定額の範囲で、実績に応じて補助金を交付＞
※外国人向け居住支援を行う場合は、補助上限額1,200万円

基本項目【①は必須】

下記を実施するための体制が整備されていることが必要です

活動項目	事業内容
① 入居前支援 【必須】	相談窓口や訪問等による相談対応、不動産店への同行 等
② 入居中支援 【任意】	訪問等による見守り、緊急時の駆けつけ対応、生活相談や就労支援 等
③ 死亡・退去時支援 【任意】	死後事務委任、家財、遺品の整理や処分等

①~③の組合せパターン(4つ)から選択

パターン	上限額	パターン	上限額
①のみ	200万円	①・③	250万円
①・②	300万円	①・②・③	350万円

【上記上限額適用の要件】担当者(複数人の合計でも可)が週30時間以上勤務していること(週30時間未満は1/2)

加算項目※1【任意】

※1 応募法人数次第で、調整率を乗じる場合あり

① 入居相談解決 [上限530万円]

(入居した件数に応じて加算)
「解決件数」×「住宅の類型別の単価」(上限まで)

- 民間賃貸住宅(1件あたり10万円)
 - セーフティネット住宅(1件あたり12万円)
 - サ高住・有料老人ホーム(1件あたり1万円)等
- ※一時宿泊施設・通所施設等は対象外

② セミナー、勉強会等開催・参加 [上限50万円]

・活動地域内での連携を目的としたセミナーの開催等

特定加算項目【任意】

外国人向け居住支援 [上限200万円]

・バイリンガル支援員等の雇用

スタートアップ加算【基本項目上限額×1.2】

・法人指定後1年未満の法人を対象に、基本項目上限額に20%を自動加算